

第1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

令和5年6月28日

3 請求の内容

請求人が提出した請求書（別添）による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

（1）請求の要旨

一般社団法人●●との間で締結した「新型コロナワクチン接種会場における薬液充填等業務委託契約」における事務管理費のうち、各薬剤師が薬液充填等の業務を円滑に実施できるようにするためのマニュアル作成、スケジュール調整、指導等の業務（以下「本件業務」という。）を行うベテラン薬剤師4人のメンバーに対する報酬分200万円（月額50万円×4人分）が、業務量が著しく減少した、令和3年10月以降も継続的に支払われており、その支払いに合理的な理由はなく不当な公金の支出であることは明らかである。

（2）措置請求

本件業務に対する月額200万円という巨額な公金の支払いは、何ら合理的な理由がなく、不当な支払いである可能性が高いと思料するので、区長は、適宜是正等の必要な措置をとること。

（3）事実証明書

ア 資料1 新型コロナワクチン接種会場における薬液充填等業務委託（目黒区総合庁舎ほか1か所）契約書（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）

イ 資料2 契約書作成の考え方

ウ 資料3 日本経済新聞記事（写）

エ 資料4 時系列表（追加資料）

4 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査請求の期間制限

地方自治法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨が規定されている。

また、同条第2項においては、監査請求の対象とされるもののうち、財務会計上の行為については、当該行為のあった日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない旨が規定されている。

請求人が請求の対象としている行為は、一般社団法人●●（以下「●●」という。）との委託契約に対する支払に係る区の財務会計上の行為に基づいていることから、違法若しくは不当な公金の支出を対象とした請求であると解される。

この委託契約に基づく支出については、月ごとの請求に基づき支払われており、当該公金の支出が決定された日を財務会計上の行為があつたものと判断した。

以上により、令和3年度については、3月分の支出決定日が、令和4年4月18日であり、委託料の支出決定後1年を経過しており、そのことについて、正当な理由があることが請求書によって疎明されておらず、また、特段正当となる事由も見当たらないことから、期間制限の適用を受け監査対象外とした。

令和4年度については、4月及び5月分の支出決定日からは、1年を経過しているが、1年間の契約を一体の行為とみなし、令和4年度の支出を監査対象とした。

2 監査対象事項

令和4年度の新型コロナワクチン接種会場における薬液充填等業務委託契約に係る支出を監査対象とする。

3 監査対象部局

総務部及び健康推進部を監査対象部局とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、令和5年7月21日に説明聴取を実施した。

4 陳述及び新たな証拠の提出

令和5年7月11日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出と陳述の機会を設けた。その際、請求人及び請求人代理人は請求の趣旨の補足説明を行うとともに、追加資料1件を提出した。

5 監査対象部局の説明（概要）

監査対象部局である総務部及び健康推進部の本件監査請求に関する説明の概要是、次のとおりである。

（1）弁明の趣旨

ア 契約締結の経過、契約内容及び支出等について

新型コロナウイルスワクチンの接種体制は、集団接種会場の運営を中心とした。この体制の構築において、集団接種会場でのワクチンの薬液充填等について効率的かつ効果的な事業を実施するため、区内の薬剤師を取りまとめている一般社団法人●●（以下「●●」という。）との間で、「新型コロナウイルスワクチン接種会場における薬液充填等業務委託（目黒区総合庁舎ほか1か所）」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結することとし、令和4年度は令和4年4月1日付けで契約締結した。また、国が接種実施期間を延長したことに伴い、同年9月30日付けで変更契約を締結した。

契約内容は集団接種会場の出務者手配、ワクチン等管理から薬液充填までの作業を委託するものである。また、金額を見積もるための品名内訳は「出務費」と「事務管理費」の2項目とした。

「出務費」は集団接種会場の出務に対する費用弁償である。「事務管理費」は委託した業務を円滑に履行するためにかかる一切の費用である。当該費用はこのような性質なものであるため、非常に多岐にわたる内容を内包しているとの考え方のもと、業務の安定的かつ円滑な履行を確保するため、月額の固定費とした。

当該費用を支出するに当たっては、報告書を確認するとともに、集団接種会場での状況を目視することにより、区において履行状況を確認したうえで適正に支出処理を行っていた。

なお、契約、支出負担、支出命令の決定権限者に関しては、区の定める事案決定手続規程に基づき、予定価格が3,000万円以上の委託契約に係る契約決定及び支出負担行為決定については区長が決定権者となっている。また、支出命令に関しては所管課長が決定権者となっている。

次に、委託契約における「事務管理費」の考え方であるが、工事請負契約における工事費は「一般管理費等」、「現場管理費」といったように構成区分や積

算基準が定められているが、委託契約においては標準的な構成区分は特になく、「事務管理費」の定義や積算基準等について統一的な考え方はない。

実務上も委託契約の内訳としては、「〇〇委託」としているものや、「帳票作成費用」、「封筒作成費用」、「封入封緘費用」などと細かく項目を設けているものなど、契約案件ごとに様々なものとなっている。

イ 新型コロナワクチン接種委託業務について

新型コロナワクチンのワクチン接種は、国の主導のもと、全国で実施している事業である。当該事業について、当区では令和3年4月19日から国の定める優先順位に基づき、接種を開始した。令和4年度は令和3年度と比較し、集団接種会場での接種回数が減少した。しかしながら、当該委託において、接種を円滑に進めることに対する業務量は令和4年度も一時的に増大した時期があり、年間を通じて恒常的にあった状況である。

令和4年5月25日から4回目接種（第二期追加接種）、同年9月20日からはオミクロン株対応ワクチンの接種が開始された。集団接種会場では令和4年9月26日からオミクロン株対応ワクチン（B A. 1）、同年10月21日からオミクロン株対応ワクチン（B A. 4/5）による接種を開始した。オミクロン株対応ワクチンは、令和4年秋開始接種用として新たに薬事承認されたワクチンであり、これまで使用してきたワクチンとは取扱等が全く異なるものである。

令和4年度における「事務管理費」には少なくとも次の業務を履行するための経費が含まれていたと認識している。

まず、ワクチンに係る管理である。ワクチンは事業の要となるもので、取扱に誤りがあるってはならない。出務者に対する事前の周知・指導等を行うことはもちろんのこと、出務者の技量の継続的な維持・向上を図る業務がある。次に、人事に係る管理である。集団接種会場の運営スケジュールに基づいた人員手配、出退勤管理、出務者への支払事務等を行うための業務がある。

このほか、國の方針の変更等に伴い発生する臨時の対応業務も、「事務管理費」の中に含まれるものと理解している。具体的には、業務を受託するための準備である。また、前述したオミクロン株対応ワクチンや、ワクチンの有効期限延長に対応するための業務である。

ウ 結論

「事務管理費」は業務の安定的かつ円滑な履行を確保するために、月額の固定費としたものである。

令和4年度に委託した業務の状況を踏まえると、請求人が主張する業務量が著しく減少したとは言い難い状況であり、また、「事務管理費」の積算には理由があることから、不当な公金の支出に当たらない。

(2) 弁明の理由

ア 契約締結の経過、契約内容及び支出等について

事業開始時の状況について補足する。新型コロナワクチン接種は当時、感染対策の決め手として全国でスタートした事業である。新型コロナウイルス感染症による死者や重症者の発生をできる限り減らし、また医療機関の負担を減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることが目的であった。

区では国から発出される様々な事務連絡や自治体向け説明会をもとに、どのように接種体制を組んでいくか検討を重ねた。検討の結果、接種体制はワクチンの特性を踏まえた上で、貴重なワクチンができる限り無駄にせず、適切に管理し、かつ、短期間で少しでも多くの方に接種するため、集団接種会場の運営を中心とした。体制の構築にあたっては、区民への接種が国の接種計画に従い、円滑に行えるよう、外部委託を積極的に活用した。接種事業にかかる費用は国が全額負担する方針が出されていたが、集団接種会場を運営すること自体が区としてはじめてのことでのことで、手探りで進める中、様々な関係機関の協力をいただき、集団接種会場の運営にこぎつけたところである。

このような状況で協力をいただいた機関のひとつが●●であり、●●には集団接種会場でのワクチンの薬液充填等業務を依頼し、契約締結した。●●とは令和3年度と令和4年度の2か年度にわたり、契約を締結している。

イ 新型コロナウイルスワクチン接種委託業務について

令和4年度の接種事業とともに、●●が受託していた業務の状況について補足する。令和4年度も接種事業の状況を端的に表現すると、國の方針で、突然、接種がスタートするような状況にあり、いわば、いつ、なにが起きてもおかしくない、緊急的かつ臨時的な状況が続いていた。振り返ると、令和4年5月25日から4回目接種（第二期追加接種）、令和4年9月20日からはオミクロン株対応ワクチンの接種がスタートした。

弁明の理由（要旨）のとおり、令和4年度に業務量の増大が発生した事象として、オミクロン株対応ワクチンの取扱が新たにはじまったことがあげられる。オミクロン株対応ワクチンは、令和4年秋開始接種用として新たに薬事承認されたワクチンであり、これまで使用してきたワクチンとは取扱等が全く異なるものである。

区の集団接種会場では令和4年9月26日からオミクロン株対応ワクチン（B A. 1）、同年10月21日からオミクロン株対応ワクチン（B A. 4 / 5）による接種を開始した。1か月程度の期間で、集団接種会場の取扱ワクチンを2回変更する結果となった。取扱ワクチンの変更対応では、当初の集団接種会場の運営開始時と同様に、ワクチンに関する情報がなかなか国から発出されず、

業務の履行にあたり、早期の情報提供が難しい状況であった。薬液充填の作業方法、保管期限やバイアル穿刺後の使用時間などがこれまでと異なることから、出務者に対する事前の周知・指導等にかかる業務が増大していたと認識している。また、集団接種会場の運営の都合上、出務者は入れ替わりが多く、出務者の技量の継続的な維持・向上を図る業務も増大していたと認識している。

上記の集団接種会場での取扱ワクチンの変更対応のほか、取扱ワクチンの変更後もこれまでどおり一人でも多くの方に接種できるよう、無駄を出さない薬液充填作業の実施を求めていた状況である。また、令和4年度にはワクチンの有効期限が複数回延長され、期限切れ誤認防止の対応業務が新たに発生していた。さらに、出務者の手配について、集団接種会場の運営スケジュールは令和4年度も令和3年度に引き続き、予約状況等を総合的に判断しながら設定していたため、出務者の募集から出務日までの決定を短い期間で作業する状況にあったと認識している。

ウ 結論

「事務管理費」見直しの可能性について補足する。「事務管理費」は弁明の理由（要旨）のとおり、業務の安定的かつ円滑な履行を確保するため、月額の固定費とした。接種事業は令和3年度の状況も踏まえ、令和4年度も年間を通じて、流動的な状況であることが十分見込まれたため、臨機応変に対応できるよう、このようななかたちとした。令和4年9月30日付けで変更契約を締結した際には、オミクロン株対応ワクチンの新たな取扱に伴う対応業務を十分に考慮する必要性があった。業務の履行に当たっては、令和3年度と同程度の臨時的な対応業務があったものと認識している。このような背景から「事務管理費」の積極的な見直しは行っていなかった。

結びとなるが、接種事業開始時から令和4年度の事業状況まで示したとおり、令和4年度に●●が受託した業務の状況を踏まえると、請求人が主張する業務量が著しく減少したとは言い難い状況であり、また、「事務管理費」の積算には理由があることから、不当な公金の支出に当たらないとあらためて主張する。

6 監査の着眼点

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種会場における薬液充填等業務委託契約に基づく支出は違法若しくは不当か。
- (2) 違法若しくは不当な支出により区に損害が発生しているか。

第3 監査結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

イ 地方自治法第234条第1項

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

ウ 地方自治法第234条第2項

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

カ 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

キ 目黒区契約事務規則第18条第1項

一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等(当該仕様書、設計書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)を含む。)によつて算定し、その予定価格を記載した書面を封書にして開札場所に置かなければならぬ。ただし、契約担当者が別に定める契約においては、当該入札執行前にその予定価格を公表することができる。

ク 目黒区契約事務規則第19条第2項

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引きの実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

ケ 目黒区契約事務規則第39条

契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、あらかじめ第18

条第1項の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

コ 目黒区契約事務規則第40条

契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して原則として2人以上から見積書(電子入札案件にあっては、当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録。以下同じ。)を徴さなければならない。

サ 目黒区会計事務規則第47条第1項

支出命令書を発行しようとするときは、予算の事業、節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額、債権者名及び支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないか否かを調査し、債権者の請求書を添付しなければならない。ただし、請求書を徴し難い場合その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認めた場合は、支払額調書をもってこれに代えることができる。

シ 目黒区会計事務規則第51条

支出命令書に添付する請求書又は支払額調書には、支出金額の計算の基礎を明らかにした内訳を明示し、かつ、次に掲げる区分による要件を記載し、又は調書の添付をしなければならない。

ス 目黒区会計事務規則第51条第6号

委託料については、当該委託の内容及び金額等

(2) 契約について

ア 令和4年4月1日付で、目黒区と●●は、集団接種会場でのワクチンの薬液充填等について効率的かつ効果的な事業を実施するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、新型コロナウイルスワクチン接種会場における薬液充填等業務委託契約(契約期間は、令和4年9月30日まで)を締結した。

また、国が接種実施期間を延長したことに伴い、同年9月30日付で変更契約を締結し、契約期間を令和5年3月31日までとするとともに、業務委託先会場を目黒区総合庁舎及び目黒区立八雲体育館の2か所から、目黒区総合庁舎1か所とした。

イ 委託業務の内容は、集団接種会場において、会場の規模に応じて必要となる薬剤師等を配置し、ワクチン等管理から薬液充填までの作業を実施することで、ワクチン等管理業務は、超低温冷凍庫等保管庫からワクチンの出し入れ、ワクチンバイアル数の確認、ワクチン検収等の管理を行うことである。

ワクチンバイアルからシリンジへの薬液充填業務は、ワクチン製造元の指定手順に従い実施すること、また、薬液を充填したシリンジは医療用バット等に配置し、会場に出務している接種者に引き渡すことであった。

ウ 予定価格(委託金額)を見積もるための品名内訳は、集団接種会場の出務に

対する費用弁償である出務費と委託した業務を円滑に履行するためにかかる一切の費用である事務管理費の2項目である。

出務費は、1時間当たり4,500円の単価契約で、毎月の請求に基づく支払となっている。また、事務管理費は、非常に多岐にわたる内容を内包しているとの考え方のもと、業務の安定的かつ円滑な履行を確保するため、月額の固定費としている。

なお、金額の品名内訳（消費税別）は以下のとおり。

(単位：円)

品名	数量	単位	単価	金額	備考
出務費		時間	4,500		単価契約
事務管理費	12	月	3,000,000	36,000,000	

(3) 支出について

ア 委託料を支出するに当たっては、業務履行月の翌月の10日までに提出される報告書を確認するとともに、集団接種会場での状況を目視することにより、履行状況を確認した上で支出処理を行っていた。

イ 令和4年度の委託料の支出状況は以下のとおり。

(単位：円)

履行月	支出命令日	支払日	金額
令和4年 4月	4年 5月 17日	4年 5月 26日	6,730,350
令和4年 5月	6月 13日	6月 22日	6,314,550
令和4年 6月	7月 14日	7月 26日	6,982,800
令和4年 7月	8月 12日	8月 24日	7,264,950
令和4年 8月	9月 20日	10月 3日	5,200,800
令和4年 9月	11月 9日	11月 17日	4,770,150
令和4年 10月	11月 14日	11月 28日	5,527,500
令和4年 11月	12月 7日	12月 16日	5,750,250
令和4年 12月	5年 1月 16日	5年 1月 26日	5,260,200
令和5年 1月	2月 10日	2月 21日	4,695,900
令和5年 2月	3月 13日	3月 28日	4,606,800
令和5年 3月	4月 7日	4月 24日	4,785,000

2 判断

以上の請求人の主張、監査対象部局に対する説明聴取、事実関係の確認及び関係書類の調査に基づき、本件請求については、次のとおり判断する。

請求人の主張には理由がなく、棄却する。

3 判断の理由

(1) 隨意契約による契約について

地方自治法第234条第1項は、契約締結の方法を、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りと定めており、同条第2項では、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしている。

随意契約は、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する契約方法で、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（第1号から第9号まで）に掲げる場合に該当するときに限るとされている。

監査対象部局は、新型コロナウイルスワクチン接種会場における薬液充填等業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について、集団接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種に当たり、ワクチン等の管理、薬液充填に係る業務を行うものであり、区内の薬剤師を取りまとめている●●と契約することにより、効率的かつ効果的な事業を実施するためとの理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとして、随意契約により契約を締結している。

地方自治法施行令で規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」について、最高裁判所昭和62年3月20日判決では、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号（※現行法では第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地

方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と判示している。

そこで、本件委託契約についてみると、貴重なワクチンを無駄なく、効率的に多くの区民に接種するため、集団接種会場でのワクチン接種体制の構築が最大の課題であり、接種を担当する医師又は看護師を最大限確保するために、国の手引で薬液充填及び接種補助を担当することが例示されており、また、注射液や点滴の調整・管理に必要な知識を学び、薬剤の取扱いに精通している薬剤師を会員とする●●と随意契約で本件委託契約を締結したことには一定の合理性が認められ、そこに裁量権の逸脱又は濫用があったと解することはできないことから、本件委託契約について違法若しくは不当と認めるることはできない。

なお、国の手引では、接種方法や会場の数、開設時間の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて必要な医療従事者数を算定することとした上で、具体的な医療従事者等の数の例として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師1名を1チームとする、また、接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）とされていた。

(2) 予定価格（委託金額）について

請求人は、本件委託契約に基づく支払項目は、出務費と事務管理費に分かれており、事務管理費とは、各薬剤師が薬液充填等の業務を円滑に実施できるようにするためのマニュアル作成、スケジュール調整、指導等の業務を行うベテラン薬剤師4人のメンバーに対する報酬分200万円（月額50万円×4人分）と●●におけるワクチン接種事業に必要であった諸費用で構成されており、業務量が著しく減少した、令和3年10月以降も継続的に同額が支払われていることは、何ら合理的な理由はなく不当な支払である可能性が高いと思料すると主張している。

これに対して、監査対象部局は、本件委託契約における「事務管理費」については、区として定義や積算基準等について統一的な考え方はないが、委託した業務を円滑に履行するためにかかる一切の費用であり、非常に多岐にわたる内容を内包しているとの考え方のもと、業務の安定的かつ円滑な履行を確保するため、月額の固定費とした。

また、令和4年度における「事務管理費」には、新規出務者への指導や会場における在庫管理の記入状況確認等のワクチンに係る管理、●●内で出務者を募り、人員調整を実施した上での出務者の決定、当日の欠員補充対応や月末の出務者への支払事務などの人事に係る管理があり、このほか、国の方針の変更等に伴い発生する臨時的な対応業務も含まれており、具体的には、業務を受託するための準

備、オミクロン株対応ワクチンや、ワクチンの有効期限延長に対応するための業務などで、委託した業務の状況を踏まえると、請求人が主張する業務量が著しく減少したとは言い難い状況であり、不当な公金の支出に当たらないと弁明している。

随意契約における予定価格の決定については、目黒区契約事務規則第39条で「契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、あらかじめ第18条第1項の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。」と定められており、同規則第18条第1項では、一般競争入札を行う際の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって算定すること、また、同規則第19条第2項では「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引きの実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定しており、一定の客觀性や合理性が求められると解される。

また、大阪高等裁判所平成17年7月27日判決、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決では、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項等について、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」と判示している。

そこで、本件委託契約の予定価格（委託金額）についてみると、監査対象部局では、●●と協議の上、見積書の金額を予定価格として決定しており、出務費については東京都から示された費用弁償標準単価としているが、事務管理費については、委託した業務を円滑に履行するためにかかる一切の費用であり、非常に多岐にわたる内容を内包しているとの考え方のもと、業務の安定的かつ円滑な履行を確保するため、月額の固定費としている。

この事務管理費については、積算に当たり業務内容についての考え方は明確になっているものの、個々の具体的な積算については示されておらず客觀性や合理性が十分とは言えない面があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守ることを最優先に行われたワクチン接種を実施するための費用であり、●●から見積書を徴取し協議の上で決定していることなどを考慮すると、予定価格（委託金額）の決定は区の合理的な裁量判断に委ねられていると解され、また、上記の大坂高等裁判所平成17年7月27日判決、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決を踏まえると、そこに明確な事実誤認や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかである場合など、その判断に裁量権の逸脱及び濫用があると認められる場合を除き、違法若しくは不当とはならないと解すことが相当であることから、本件委託契約における事務管理費の予定価格（委託金額）の決定が直ちに違法若しくは不当であると認めることはできない。

（3）本件委託契約に基づく支出について

監査対象部局は、委託料を支出するに当たっては、業務履行月の翌月の10日までに提出される報告書を確認するとともに、集団接種会場での状況を目視することにより、履行状況を確認した上で支出処理を行っていたとしている。

そこで、支出に関する資料（支出命令書、請求書、報告書等）を確認したところ、目黒区会計事務規則等の関係規程に基づき、おおむね適正に処理されていた。

上記（1）及び（2）のとおり、契約及び予定価格（委託金額）の決定については、違法若しくは不当と認められず、また、支出についても、違法若しくは不当と認められる支出はないことから、区に損害が発生しているということはできない。

以上の点から、請求人の主張には理由がなく、これを棄却すると判断したものである。

第4 意見・要望

区が行う契約の方法については、公正性や経済性などの観点から一般競争入札が原則であり、合理的な理由により随意契約とする場合においても、随意契約とする明確な理由、透明な決定手続等が求められる。

また、目黒区契約事務規則第19条第2項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引きの実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」とされており、同規則第39条では、随意契約についても、一般競争入札に準じ、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。

業務委託契約については、委託内容も様々で多岐にわたることから、公共工事の積算基準のような統一的な取扱いを定めることは難しい面があることは一定理解できるが、随意契約については、特に透明性を確保した適正な委託料積算を行うことが求められている。委託業務の業務遂行の安定性及び確実性を確保しつつ、最少の経費で最大の効果が発揮されるよう、今後の委託料等の予定価格の決定に当たっては、他区の状況や個々の委託契約の実情も踏まえた上で、区として統一的な取扱い等について検討することを要望する。

また、多くの事務事業が民間事業者への委託により行われており、委託業務の履行状況について適切に把握・確認するとともに、実施結果を検証・評価し、今後の見直しや改善につなげていくことが重要であることから、区民サービスの更なる向上及び事務事業の効果的・効率的な執行を図るために、より適切な履行確認や評価・検証の実施に努められたい。

以上